

様式5 - 2

議案の提出(その2)

発議第 3 号

寡婦控除を未婚の母子世帯まで拡大することを求める  
意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

令和元年6月24日

提出者	米沢市議会議員	高橋 壽
賛成者	〃	相田 克平
	〃	我妻 徳雄
	〃	
	〃	
	〃	
	〃	
	〃	
	〃	

米沢市議会議長 様

## 寡婦控除を未婚の母子世帯まで拡大することを求める意見書（案）

寡婦控除は、配偶者と死別または離婚した後、再度結婚していない人で、子どもを養育しているひとり親などに対し、一定の所得控除を適用する税制優遇制度です。

この寡婦控除は、一度でも婚姻歴があれば、その後未婚で子どもを産んでも適用されませんが、様々な事情により、当初から未婚のまま子どもを産み育てている母子世帯には適用されません。

寡婦控除が適用されない未婚の母子世帯の場合、死別または離婚の母子世帯と同収入であっても、課税される所得金額が最大 35 万円高くなるため、その分所得税が高くなります。また、寡婦控除の影響はそれだけにとどまらず、保育料の算定等にも及ぶため、未婚の母子世帯と他の母子世帯の間での経済的な格差は拡大しています。日本弁護士連合会は、この件について未婚の母親たちから人権救済の申し立てを受け、合理的な理由のない差別であり憲法違反だとして、国と母子が居住する自治体に対して経済的苦境を救済するよう要望書を出しています。

非正規雇用者が増える中で、さらに低所得者層が多い母子世帯において、婚姻歴の有無により寡婦控除の対象を分けることは問題であり、母子の人権を守る視点からも、早急に改善すべきです。

民法の分野では、両親が結婚していたかどうかで子どもの相続分に差をつける民法の規定は法の下での平等を定めた憲法に違反するとして最高裁判所大法廷の判断を受け、2013 年に政府が提出した民法改正案が成立し、嫡出子と非嫡出子の相続分は同等になりました。税制の分野についても法改正が必要です。

よって、国においては、下記の事項について実現されるよう強く要望します。

### 記

- 1 寡婦控除制度における未婚の母に対する不公平をなくすため、寡婦控除を未婚の母子世帯まで拡大する法律改正を早期に実現すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和元年 6 月 日

米沢市議会議長 鳥海 隆 太

衆議院議長 様

参議院議長 様

総務大臣 様

財務大臣 様